

議案第15号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

（提案理由）

旅費日当の額について、近隣市町村の状況を鑑み、当該額の見直しを行うため提案する。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 旅行が宿泊を伴わない沖縄本島内旅行（本島市町村に属する離島を含む。）の場合には、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。

別表第2町長の項及び副町長の項中「1,500」を「3,000」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。